

議 題 2

報道機関 各位

記者発表資料

平成18年4月20日（木）

問い合わせ先：環境総務課

担当：高 田 光 夫

電話：8 2 9 - 1 3 2 0

内線：3 1 1 0

さいたま市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました

さいたま市では、地域から地球温暖化対策に取り組むため、「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

1 目 的

本市では、地球温暖化防止に向け、地域に応じた温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的・効果的に推進するため、本計画を策定しました。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、2006（平成18）年度から2012（平成24）年度の7年間とします。

3 温室効果ガス排出量削減目標

本市における温室効果ガス排出量削減目標は、2012（平成24）年度における1人あたりの温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度比で6%以上削減することを目指します。

本市の温室効果ガス総排出量は、1990（平成2）年度で約414.4万t-CO₂であり、2012（平成24）年度では約556.6万t-CO₂と推計されます。国と同等の削減を目指すためには、森林吸収や京都メカニズムによる削減分を除くと、2012（平成24）年度において71.3万t-CO₂の削減が必要です。1人あたりでは、570kg-CO₂を削減する必要があります。

4 重点事業

- (1) **循環型ライフスタイル促進事業**・・・廃棄物のリデュース・リユース・リサイクル等を推進し、循環型ライフスタイルの促進を図ることで、焼却等によるCO₂の発生を抑制するとともにエネルギー・リサイクルで利用効率を向上させます。
- (2) **建物の省エネルギー対策事業**・・・住宅や事業所などの建物の省エネルギー化、高効率化を進めることにより、冷暖房他のエネルギー使用量を削減しCO₂の排出を抑えます。
- (3) **自動車運輸対策事業**・・・自動車の省エネルギーと自動車利用の抑制を行うとともに、交通混雑の改善をすること等により、CO₂の排出を抑え、地域の大気環境を改善します。
- (4) **排出量管理推進事業**・・・市民や事業者が現状の温室効果ガス排出量等の実態を知るとともに、具体的な対策の効果を把握し課題を解決することにより、適確な温室効果ガス削減対策を実施していきます。
- (5) **普及促進制度の構築事業**・・・市民や事業者による具体的な対策を支援するしくみを構築します。
- (6) **環境学習・情報提供推進事業**・・・地球温暖化問題についての理解を市民に浸透させ、その原因が一人ひとりの生活のあり方に直結しているという認識を広げるとともに、地域環境の改善方策およびエネルギー問題等についての環境学習や情報提供を推進し、本市においてCO₂排出量の多い家庭・業務・自動車部門の対策のための意識の基盤をつくります。
- (7) **緑の活用推進事業**・・・緑を積極的に形成・保全していくことでCO₂の吸収源確保を図るとともに、緑による安らぎと憩いの場の提供を推進します。また、河川や水路の保全および水環境の確保、農地の保全により、ヒートアイランド現象の緩和を図り、冷暖房需要を削減することで間接的に温暖化対策を推進します。

5 推進方策

本計画を地域ぐるみで地球温暖化対策を推進するため「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」を設立します。協議会では、市民・事業者・市の各主体の協働体制を築きながら、主に家庭や事業所の温室効果ガス排出抑制対策を企画・実施するとともに、本計画の推進状況をチェックし、課題を検討するなど、進行管理の役割を担います。